

文京区役所職員互助会自動販売機設置事業プロポーザル募集要項

1 目的

本要項は、「文京区役所職員互助会自動販売機設置事業」についての最適な受託事業者の選定を、価格のみの競争によらず、サポート体制、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

受託事業者は、文京区役所職員互助会（以下「互助会」という。）が、互助会員の福利厚生を提供のために管理運営する「文京区役所職員互助会自動販売機事業」において、以下の必要となる一切の業務を行う。

- ①カップ式又は缶・ペットボトルの清涼飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置
- ②自動販売機での清涼飲料水等の販売、補充、衛生管理、廃棄物の回収、保守修理及び売上金の回収
- ③自動販売機の補修修理、正常に稼動しない場合の速やかな対応
- ④営業に伴う関係法令上の手続
- ⑤例月営業報告等

3 委託に関する諸条件

- (1) 契約期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）
- (2) 利用対象者
互助会員（区職員）
- (3) 賃貸料
互助会が文京区から行政財産の使用許可を受け、無償貸与する。
- (4) 受託事業者負担
事業に係る以下の費用及び物品については、受託事業者が負担すること。
光熱水費・自動販売機・自動販売機設置経費・給排水管接続経費・器具等補充及び補修経費・材料費・消耗品・事務用品費・日常清掃・定期清掃費・ゴミ容器・ゴミ処理費・通信費・衛生費・交通費・営業諸手続費・搬入出経費・現状回復経費
- (5) 販売価格の変更
互助会への事前協議、承認を必要とすること。
- (6) 災害時における自動販売機内の販売品の無償提供
原則、地震等災害時に自動販売機内の販売品を無償提供すること。
- (7) 転倒防止版の設置
各貸付範囲内に転倒防止版等を設置すること。

(8) 事故発生時の取扱

設置する自動販売機に関する事故及びトラブル等について、互助会では一切の責任を負わない。

(9) 設置場所への立ち入り

設置後の自動販売機への材料の補充及び清掃・点検等のために設置場所建物への立ち入りは、各施設の執務時間内とし、執務時間外に自動販売機設置場所に立ち入る場合は、事前に互助会への許可を得ること。

また、設置場所へ立ち入る従業員については、身分証明書の携帯や制服の着用等で受託事業者の従業員であることを判別できるようにすること。

(10) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(11) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。

(12) 本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

4 対象物件

(1) 設置場所及び条件

設置建物及び設置場所フロア等	自動販売機方式及び設置か所数 設置場所寸法	電源供給の有無 給排水の有無
文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター内 リフレッシュコーナー 地下2階、2階2か所、5階、8階、 9階2か所、10階、11階、12階、13階、 14階、15階、16階、17階、18階、19階 2か所、20階、23階	カップ式 20か所 幅900mm、奥行き800mm	文京シビックセンター 地下2階、5階の設置場所 は電源供給のみ それ以外のカップ式の設 置場所は電源供給設備及 び給排水設備有
文京区後楽一丁目7番29号 旧文京清掃事務所内 1階職員通路	缶・ペットボトル 1か所 幅900mm、奥行き800mm	電源供給のみ
文京区後楽一丁目7番22号 文京清掃事務所内 地下1階休憩室内	カップ式 1か所 幅1,000mm、奥行き800mm 缶・ペットボトル 2か所 幅1,000mm、奥行き800mm	電源供給及び給水設備有
文京区小石川五丁目40番21号 播磨坂清掃事業所内 2階休憩室内	缶・ペットボトル 1か所 幅1,000mm、奥行き800mm 缶・ペットボトル 1か所 幅700mm、奥行き800mm	電源供給のみ

文京区湯島四丁目 7 番10号 文京区教育センター 1 階総合事務室内	カップ式 1か所 幅1,000mm、奥行き800mm	電源供給設備及び給排水 設備有
文京区小石川三丁目14番7号 文京区児童相談所 1 階廊下脇	缶・ペットボトル 1か所 幅700mm、奥行き730mm	電源供給のみ

※指定設置場所及び設置台数については、施設事情により変更になる場合がある。

(2) 販売実績（参考）

- ① 文京シビックセンター 112,277 杯（令和 6 年度実績）
- ② 文京清掃事務所（文京・本郷・播磨坂合計） 48,277 杯・本（令和 6 年度実績）
- ③ 文京区教育センター 11,006 杯（令和 6 年度実績）
- ④ 文京区児童相談所 1,383 本（令和 7 年 5 月～8 月実績）

5 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (2) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年文総契第 306 号）第 4 条の入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (4) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18 文総契第 347）による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 区職員の福利厚生事業の一環であることを理解し、良質で低廉な価格で提供できること。
- (6) 3 年以上継続して他自治体、民間企業において自動販売機設置の運営業務と同一内容又は、これに類似する業務実績があり、現在、営業していること。
- (7) 経営に誠実さと熱意があり、互助会員のニーズに応える努力を惜しまないこと。
- (8) 東京都内に本社又は支社を有し、資本金 1,000 万円以上の法人であること。
- (9) 日本自動販売協会会員であること。

6 選定方法

6-1 日程（予定）

10 月 16 日（木）	提出書類の配付開始
10 月 21 日（火）～10 月 28 日（火）	質問受付期間
10 月 31 日（金）	質問回答日
11 月 4 日（火）～11 月 11 日（火）	提出受付期間
11 月下旬	第一次審査結果通知
12 月上旬～中旬	第二次審査
12 月下旬	第二次審査結果通知
令和 8 年 3 月	契約締結

6-2 審査方法

応募事業者について、審査基準に基づき選定委員会による一次審査（提出書類による審査で、通過事業者3社を選定）と二次審査（プレゼンテーションで委託候補事業者を選定）を実施する。

6-3 審査基準

- (1) 自動販売機運營業務への理解度
- (2) 従業員体制・運営実績
- (3) サービス提供能力
- (4) 危機管理体制・災害時対応・安全衛生管理体制
- (5) 故障時等のサポート体制
- (6) 価格等による福利厚生事業への還元度
- (7) 環境配慮への取り組み
- (8) バリアフリー対応
- (9) 提案の独創性

6-4 提出書類の配付

- (1) 配付期間 令和7年10月16日(木)から11月11日(火)まで
- (2) 配付方法 区ホームページからダウンロードする方式により配布する。
「事業者の方へ」⇒「事業者向けプロポーザル」

6-5 質問・回答

募集内容に関する質問は質問票（別紙2）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- (1) 質問期間 令和7年10月21日(火)から10月28日(火)午後4時まで
- (2) 質問方法 本要項末尾に記載のメールアドレスに提出すること。
- (3) 回答方法 質問票の提出があった全事業者に対し、同じ内容を電子メールにて回答する。
- (4) 回答予定日 令和7年10月31日(金)

6-6 申込受付

- (1) 提出期間 令和7年11月4日(火)から11月11日(火)まで（午前9時から午後4時まで）
- (2) 提出場所及び方法

文京区役所職員互助会事務局（総務部職員課福利健康係）文京シビックセンター17階南側へ持参すること。郵送その他の方法により提出された書類は、無効とする。

- (3) 提出書類

ア 参加申込書（別紙1）1部・企画提案書（別紙4）10部

※ 企画提案書は必ず指定の様式で提出してください。自社様式は認められません。企画提案書の枠内におさまりきれない場合は、各項目の枠を拡大して記載することができます。ただし、全体のページ数はA4判10ページ以内（提案機器のカタログは除く）とします。

イ 法人の登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）原本1部

ウ 定款（最新のもの）1部

エ 直近3か年分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）1部

6-7 二次審査

プレゼンテーションは令和7年12月上・中旬を予定。

時程等の詳細については、一次審査通過事業者へ個別に通知する。

6-8 審査結果の通知

一次審査および二次審査による選定結果は、参加事業者に対し書面により通知する。

7 委託候補選定事業者との協議・契約

契約交渉順位第1位の委託候補事業者と互助会との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。委託候補事業者は、協議により決定した内容に基づき互助会と自動販売機設置業務委託契約を締結し、履行すること。

なお、契約締結前に委託候補事業者が虚偽の申告、提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のことを新たに委託候補事業者とする。

8 辞退

参加申込書を提出した後に辞退する場合は参加辞退届（別紙4）を令和7年11月18日（火）午後4時までに提案書の提出先まで提出すること。

9 情報公開の取扱い

文京区役所職員互助会情報公開規定に基づき、情報公開請求があった場合は、規定第8条各号の非公開情報を除き、公開します。なお、公開の可否は互助会が判断します。

10 提供する資料の取扱い

互助会が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の目的の範囲内であっても、互助会の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

11 その他事項

- (1) 参加申込、提案書等の作成、提出等に係る費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、委託事業者分を除き互助会の責任で処分する。
- (3) 提出された提案書類等は、事業者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出締切日以降における提出書類等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

12 問い合わせ先

文京区役所職員互助会事務局（総務部職員課福利健康係）

文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター17階

電話 03-5803-1146（直通） F A X 03-5803-1335 e-mail b101000@city.bunkyo.lg.jp